

歩行訓練士の現状と昭和60年度歩行指導員  
養成講習会（第15期）研究論文から

日本ライトハウス  
芝田 裕一

I 歩行訓練士の現状

第15期歩行指導員養成講習会（日本ライトハウスが厚生省の委託で実施）は、昭和60年8月5日から同年12月13日まで実施された。第15期の受講生は13名であり、この結果、現在までの受講生総数は表1に示すとおり、209名となった。ただ、この209名の中の49名

（台湾からの参加者2名も含む）は、現在なんらかの理由で視覚障害関係（施設あるいは学校等）の業務からはなれており（日本ライトハウス調べ）、残り160名についてその分布を地方・都道府県別にあらわしたものが表2である（昭和61年3月31日現在）。

表1 期別受講者数

期及び開講年	受講者数
第1期(1970・S45)	12
第2期(1972・S47)	13
第3期(1973・S48)	14
第4期(1974・S49)	14
第5期(1975・S50)	22
第6期(1976・S51)	16
第7期(1977・S52)	16
第8期(1978・S53)	14
第9期(1979・S54)	10
第10期(1980・S55)	14
第11期(1981・S56)	16
第12期(1982・S57)	10
第13期(1983・S58)	12
第14期(1984・S59)	13
第15期(1985・S60)	13
合計	209

表2 地方・都道府県別受講者数

地方・都道府県	受講者数	地方・都道府県	受講者数
北海道地方 (計4)		近畿地方 (計44)	
北海道	4	滋賀	0
東北地方 (計4)		京都	9
青森	2	奈良	1
秋田	0	大阪	25
岩手	0	和歌山	1
山形	0	兵庫	8
宮城	0	中国地方 (計7)	
福島	2	鳥取	2
関東地方 (計69)		島根	0
茨城	1	岡山	1
群馬	0	広島	2
栃木	12	山口	2
埼玉	18	四国地方 (計5)	
埼玉	4	徳島	4
東京	13	香川	1
神奈川	19	愛媛	0
山梨	3	高知	0
中部地方 (計9)		九州地方 (計18)	
新潟	0	福岡	6
長野	1	大分	1
富山	1	宮崎	1
石川	0	佐賀	0
福井	3	長崎	6
静岡	2	熊本	1
岐阜	0	鹿児島	1
愛知	2	沖縄	2
三重	0		
視覚障害関係以外			49
総計		総計	209

表3 施設・学校等別受講者数

施設・学校別	所在地	受講者数	施設・学校別	所在地	受講者数
A. 一般施設 (計70)			C. 盲児施設 (計21)		
日本ライトハウス	大阪	9	熊本ライトハウス	熊本	1
七沢ライトホーム	神奈川	7	徳島ライトホーム	徳島	3
大阪府盲人福祉協会	大阪	4	栃木県こがし学園	栃木	3
大阪市身障者団体協議会	大阪	2	山梨県立青い鳥福祉センター		
荒川区立心障者福祉センター	東京	2	青い鳥学園	山梨	1
東京都心身障害者福祉センター	東京	2	福島県光風学園	福島	1
神奈川県ライトセンター	神奈川	2	横浜訓盲院	神奈川	2
川崎市福祉センター	神奈川	2	長崎県立啓明寮	長崎	6
光道園	福井	3	鳥取県立積善学園	鳥取	2
聖光学園	広島	2	山口県光林園	山口	2
京都ライトハウス	京都	9	D. 盲学校 (計32)		
東京光の家	東京	4	筑波大学付属盲学校	東京	3
日本盲導犬協会	東京	1	大阪府立盲学校	大阪	4
福岡市立心障福祉センター	福岡	2	大阪市立盲学校	大阪	3
神奈川県職業相談センター	神奈川	1	千葉県立千葉盲学校	千葉	4
沖縄盲人福祉会	沖縄	2	和歌山県立和歌山盲学校	和歌山	1
全国ベーチェット協会	埼玉	1	大分県立盲学校	大分	1
北海道盲導犬協会	北海道	1	栃木県立盲学校	栃木	3
埼玉県障害者リハセン	埼玉	5	青森県立盲学校	青森	2
鹿児島県身障者福祉協会	鹿児島	1	神戸市立盲学校	兵庫	3
東京都失明者更生館	東京	1	横浜市立盲学校	神奈川	2
山梨県立青い鳥福祉センター			宮崎県立盲学校	宮崎	1
成人寮	山梨	2	神奈川県立平塚盲学校	神奈川	2
特別養護老人ホーム熱海ホーム	福島	1	香川県立盲学校	香川	1
徳島県立盲人福祉センター	徳島	1	奈良県立盲学校	奈良	1
新生会新生学舎	愛知	1	富山県立盲学校	富山	1
長野県身体障害者リハセン	長野	1	E. その他 (計7)		
茨城県立盲人福祉センター	茨城	1	ジオム社	大阪	1
B. 国立施設 (計30)			豊中市役所(障害福祉課)	大阪	1
函館視力障害センター	北海道	3	高槻市教育委員会	大阪	1
塩原視力障害センター	栃木	6	聖霊病院	愛知	1
身体障害者リハビリテーションセンター			静岡県済生会病院	静岡	2
ジョーンセンター	埼玉	11	交通安全試験研究センター	岡山	1
神戸視力障害センター	兵庫	5	視覚障害関係以外(含台湾) (計49)		
福岡視力障害センター	福岡	4	総 合 計 209		
特殊教育総合研究所	神奈川	1			

また、表3はその160名を「一般施設」、「国立施設」、「盲児施設」、「盲学校」、「その他」の各グループに大別し、その各施設・学校等別に指導員数をあらわしたものである（昭和61年3月31日現在）。

表4は、現在、視覚障害関係の業務から離れている受講者数とその期の受講者総数で除した百分率を期別にあらわしたものである。毎年、わずか10数名の指導員しか養成できない現状でありながら、全体で49名（23%）もの指導員が、現実に歩行指導に携さわれないでいる。

また、現在、視覚障害者関係の施設に従事しているとみられる、160名についても、定期的、あるいは不定期的に歩行訓練を行なっているとみられる者は約70%（110名）くらいであろうと思われる。このような現状になっている主な理由としては、次のようなことが考えられる。

表4 現在、視覚障害関係の業務から離れている受講者数（期別）

期	人数	%
第1期	3	25
第2期	3	23
第3期	2	14
第4期	7	50
第5期	8	36
第6期	6	38
第7期	4	25
第8期	5	36
第9期	3	30
第10期	2	14
第11期	2	13
第12期	2	20
第13期	1	8
第14期	1	8
第15期	0	0
合計	49	23

- ① 主に国公立の施設等に転勤が多く、修了後視覚障害関係以外の施設等に配属されてしまう。
  - ② 多くの施設等においては、歩行訓練は修了者の専任の業務ではなく、他の業務と併任となり、場合によっては、副業務となっている。
  - ③ 業務及び訓練カリキュラムの中に歩行訓練が時間として確保されていない。  
このような問題点を解決し、より多くの視覚障害者が安全かつ能率的な歩行方法の指導を受けられる態勢を確保するためには、次のようなことがらが必要であろう。
- ① 歩行訓練士としての資格を確立し、正規の養成機関を修了した者のみが、より質の高い歩行訓練を行なうようにする。
  - ② 歩行訓練を行なうことが適当とみられる施設・学校等に専任の歩行訓練士を配属し、定期的に歩行訓練が行なわれるようにする。
  - ③ 施設・学校等での歩行訓練が不可能な地域では、福祉事務所、点字図書館

等に専任の歩行訓練士を配属し、定期的に歩行訓練が行なえるようにする。

指導員の養成に関して言えば、歩行指導員以外の生活指導員（感覚、日常生活、コミュニケーション等）の養成の場は皆無に近い状態である。アメリカでは、この歩行以外の生活指導員をリハビリテーション・ティーチャーと称し、歩行訓練士と同様、大学院レベル（一部、大学レベル）で質の高い養成を行なっている。

我国の視覚障害者リハビリテーションの現状では、この指導員養成の重要性についての認識が不十分であり、今後の改善が急務であろう。